

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

平成26年 6月 30日

兵庫県知事 殿

提出者

住所 兵庫県神戸市西区伊川谷町有瀬1369番地

氏名 タマホーム株式会社 神戸支店
支店長 菊池 悟

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 078-977-0390

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	タマホーム株式会社 神戸支店 請負工事 各現場
事業場の所在地	タマホーム株式会社 神戸支店 請負工事 各現場
計画期間	平成26年4月1日～平成27年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	0651 木造建築工事業
② 事業の規模	完成請負工事高3,884,620千円
③ 従業員数	48人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	廃プラスチック類→破碎→原燃料 紙くず→破碎→破碎→焼却 木屑→破碎→破碎→焼却 金属くず→破碎 ガラス・陶器くず→破碎→破碎 がれき類→破碎 石膏ボード→破碎→破碎 汚泥→造粒固化

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙の通り①

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

	【前年度（ 25 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
①現状	排出量	別紙の通り② t
	(これまでに実施した取組) 建築資材のプレカット化 梱包材の削減・簡素化 建築資材のロスを低下させるようまた極力廃材とならないよう無駄なく使用した。	
	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
②計画	排出量	別紙の通り② t
	(今後実施する予定の取組) 梱包材の簡素化と余剰材の削減 建築資材のより一層のプレカット化 資材・廃材の有効活用を考慮した業務の改善	

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 戸建木造住宅現場の為、仕分け場所の確保が困難。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 梱包材(ダンボール)等の紙くず・石膏ボードにおいて仕分け可能な現場については、仕分け実施予定。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 25年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t t
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t t
	(今後実施する予定の取組)	

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 25 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t t
(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t t
(今後実施する予定の取組)		

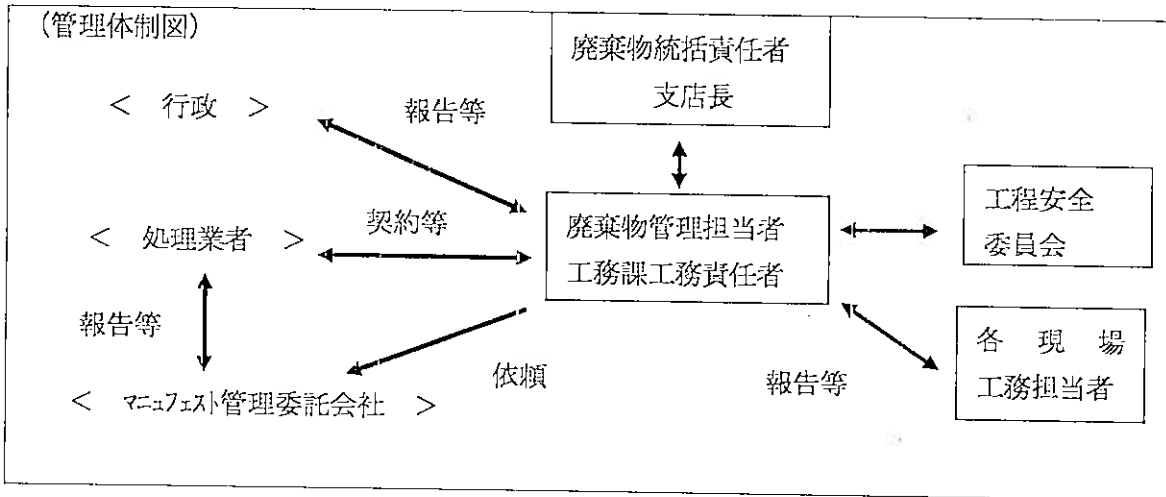
自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 25 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（ 25 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	別紙の通り②	
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
当社規定マニュアルに基づいた業者選定を行った上で、書面による契約を締結している。			

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) <ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル可能な資源について、リサイクルを推進した品目を増やし推進していく。 ・可能な限り優良認定処理業者から選定していく。 		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「－」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

【別紙①】



■ 役割

○廃棄物処理統括責任者：支店長

- ・ 廃棄物処理指針
- ・ 各種決定事項の決定
- ・ 処理計画の管理
- ・ 委託契約の締結管理

○廃棄物管理担当者：工務課工務責任者

- ・ 廃棄物処理計画の作成
- ・ 状況把握と改善立案
- ・ 処理業者、再生利用業者の調査、選定管理
- ・ 処理業者との委託契約の締結業務
- ・ 行政への各種報告
- ・ マニフェスト管理会社へ依頼、連絡
- ・ 社員、関連業者への指導、連絡

○各現場 工務担当者

- ・ 廃棄物管理状況の把握
- ・ マニフェストの交付・管理

○工程安全委員会

- ・ 廃棄物に関する検討、廃棄物の抑制、再生、中間処理、適正処理の推進
計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を決定する。

